

第3章 施策の方向性

- 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指し、施策展開の3つの視点を通して施策を展開していきます。
- 施策の展開に当たっては、第四次計画に示した三つの基本目標を踏まえるとともに、さらにSDGsやパリ協定等の国際的な枠組みのもとでの取組が進んでいる中で、滋賀ならではの環境保全に向けた多様な主体による協働や環境配慮型の商品や技術などを通じて、琵琶湖環境のみならず県外・国際社会・地球環境においても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環に貢献することの重要性が高まっていることから、「国際的な協調と協力」を新たに加え、本計画の施策の方向性の柱を次の四つとします。
 - ・「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」
 - ・「気候変動への対応・環境負荷の低減」
 - ・「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」
 - ・「国際的な協調と協力」
- この四つの柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を示します。また、それぞれの分野ごとに分野別計画等の進捗状況を点検するために参考とする代表的な指標（参考指標）を示します。

1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

- ・ 森・川・里・湖のつながりや生態系の保全再生を図り、水質を保全するとともに「生態系・自然界における循環」の健全性を損なわないよう、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に資する施策を展開します。
- ・ また、琵琶湖環境の健全性の確保に向けた調査研究を進めるとともに、「守る」取組と「活かす」取組の土台となる自然と人、人と人、地域と地域の共生関係づくりを進めます。
- ・ 地域資源や知見を活用し、地域で活躍する人材を育成することにより、自然の恵みを将来にわたって享受し、健康で心豊かに暮らすことができる地域づくりを進めます。

1.1 琵琶湖の保全再生・活用

（1）施策の方向性

- ・ 水質保全対策を継続するとともに、有機物のつながりに着目し、生態系の健全な循環を実現する保全・再生の取組を進めます。
- ・ 在来魚介類のにぎわいの復活に向けて、「水系のつながり」の視点から、森～川～里～湖における変化が及ぼす湖底の生息環境や河川の産卵環境への影響に関する調査研究を、「生物のつながり」の視点から、水質～プランクトン～魚介類の関係性に関する調査研究をそれぞれ推進し、その成果に基づく取組を進めます。
- ・ 「魚のゆりかご」と呼ばれる南湖の自然環境等の重点的な保全再生に取り組みます。
- ・ 農林水産業をはじめとする様々な生業^{なりわい}が、琵琶湖環境と調和する形で活性化することを目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めます。

環境こだわり農業の推進

滋賀県では環境こだわり農業推進条例に基づき、琵琶湖を守り、より安全で安心な農産物を消費者の皆さんにお届けするために「環境こだわり農業」を推進しており、農薬・化学肥料の使用量を通常の5割以下に減らし、濁水の流出防止など琵琶湖にやさしい方法で栽培された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証しています。

環境こだわり農産物は15,335ha（H30）まで拡大し、水稲では県全体の作付面積の概ね半分となっています。

環境こだわり農産物にはこの認証マークが表示されています。琵琶湖を守るためにも、環境こだわり農産物を買いましょう。



魚のゆりかご水田プロジェクト

滋賀県では、農業の生産性を維持しながら、湖魚が産卵・成育できる湖辺の水田環境を取り戻すため「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。農業用排水路の水位を階段のように田んぼの高さまで上げる魚道を設置することで、琵琶湖から遡上してきた湖魚が田んぼに入ることができます。

「魚のゆりかご水田」に取り組み、環境こだわり農産物の認証や、水産動物に影響の少ない農薬の使用などの基準をクリアしたお米を「魚のゆりかご水田米」として、県が認証しています。

「魚のゆりかご水田米」は、田んぼで魚の赤ちゃんと一緒に育った、より安心・安全なお米です。



- ・ 湖内の生態系の形成を駆動する有機物収支の把握に関する研究を実施します。また、この研究成果を踏まえ、TOCなどの新たな指標を用いた評価や必要な対策について検討と実施を進めます。
- ・ 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組みづくりや「びわ湖の日」の事業展開や環境学習などを通じて、県民や京都府、大阪府などの下流域の住民と琵琶湖流域との関わりを生み出す、様々な機会の充実に努めます。

(2) 参考指標

- ・ 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向（以下の代表的な指標による）
 - ①湖内 ・琵琶湖の水質 ・琵琶湖の植物プランクトン ・琵琶湖漁業の漁獲量 等
 - ②湖辺域 ・琵琶湖の水草 ・琵琶湖のヨシ ・希少野生生物種 等
 - ③集水域・暮らし ・河川の水質 ・環境と調和した農業 ・森林の状況 等

びわ湖の日」の取組（びわ活）

滋賀県では「びわ湖の日」の取組として以下の3つの呼びかけを行っています。

また、「びわ活」をキーワードに、びわ湖の日（7／1）から山の日（8／11）をびわ湖に関わる重点期間（びわ活期間）に位置づけ、「びわ湖の日」の意義を知っていただくとともに、森・川・里・湖のつながりを意識しながら、より多くの方に琵琶湖に関わっていただく取組を推進しています。

1 琵琶湖をきれいにしよう

毎年7月1日は「びわ湖の日」。この日は5月30日および12月1日とともに「環境美化の日」に定められています。

「びわ湖の日」には県内各地で県民の皆さんと行政が一体となって「びわ湖を美しくする」運動に取り組んでおり、この30年で述べ500万人以上が参加してきました。「びわ湖の日」には皆さんも一斉清掃活動への参加をお願いします。



2 豊かな琵琶湖を取り戻そう

全国の小中学生を対象に、夏休みを含む期間中に外来魚のノーリリース（釣り上げた魚の再放流禁止）に協力してもらえる『びわこルールキッズ』を募集しています。特に淀川流域のこどもに琵琶湖を訪れてもらい、琵琶湖のすばらしさを知ってもらうとともに、外来魚問題とノーリリースの周知・定着を図っています。



3 琵琶湖にもっと関わろう

民間事業者との連携でびわ湖の恵みコーナーの設置（湖魚や近江米など）や大学との連携による、「びわ湖の日」の啓発、琵琶湖に関する講座の開催などを行っています。

詳しくは「びわ湖の日」または「びわ活」で検索し、県HPをご覧ください。



1-2 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮

（1）施策の方向性

- ・ 野生生物の「増えすぎ」（オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の拡大、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等の有害鳥獣の個体数の増加）や「減りすぎ」（希少野生動植物種の生息数の減少、生育環境の悪化）などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止める取組を進めます。

外来水生植物 オオバナミズキンバイの駆除活動

鮮やかな花を咲かせる「オオバナミズキンバイ」は、旺盛な成長力で毎年生育区域を拡大させている外来水生植物で、琵琶湖固有の生態系や、船舶の航行などに悪影響を及ぼしています。

ちぎれた茎からでも再生する高い再生力を持っているオオバナミズキンバイに対しては、地元のNPO法人や大学生、漁協、企業、市役所、県などの協働による駆除活動を行い、拡大防止と根絶を目指しています。



赤野井湾(守山市)での駆除の様子

- ・ 特にシカによる植生被害が進み対策が困難な県境地域など高標高域の山地について、他府県とも連携しつつ捕獲や被害防除の新たな手法の導入などを進めます。
- ・ 侵略的外来種に対し、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および管理者などの多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図ります。
- ・ 地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、経済・社会活動に生物多様性への配慮を組み込む取組を進めます。
- ・ 県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。

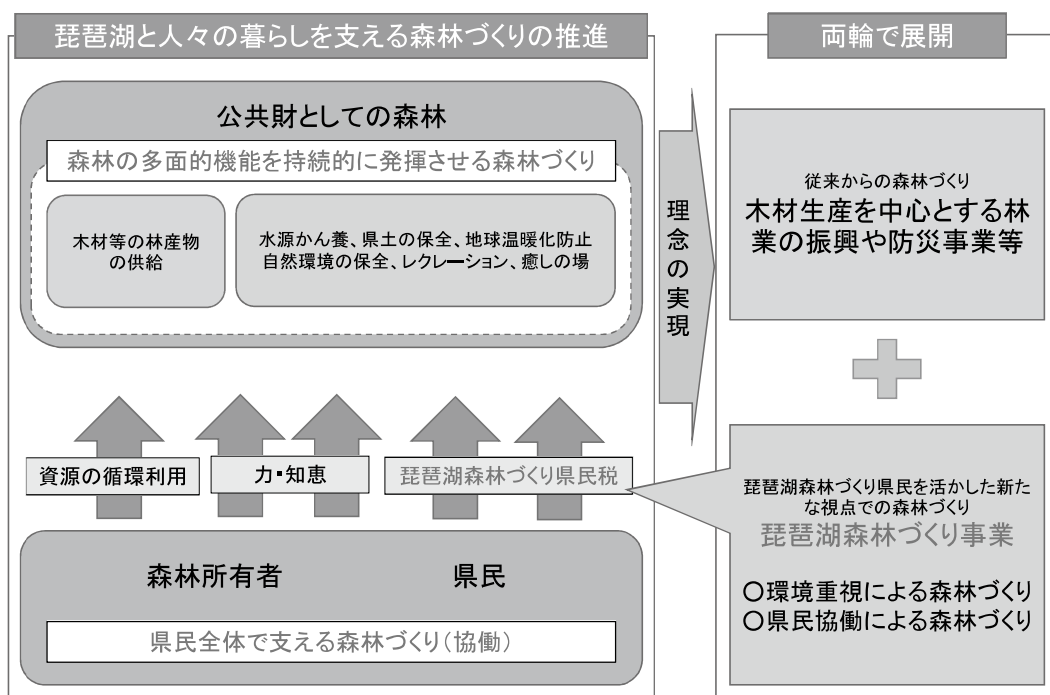
しが生物多様性取組認証制度

生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を応援するために、「しが生物多様性取組認証制度」を平成30年度から開始しました。

事業者に対する生物多様性の価値を高めることを通して、社会経済活動の中に生物多様性への配慮が組み込まれることをめざします。



- ・ 生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備および再生林による森林の適正な更新を行い、多様な動植物が生息する水源の森林づくりを進めます。
- ・ 森林経営管理法に基づき、放置林対策をはじめとする新たな森林管理システムについて、森林環境譲与税を活用し市町と連携して進めるとともに、琵琶湖森林づくり県民税を活用し、シカによる植生被害に対する水源林の保全など新たな課題に対応しつつ、琵琶湖の保全に資する森林づくりを進めます。



- ・ 県産材の生産、加工、流通体制を確立するとともに、県内での利用の促進と県外需要の取り込みを進めるとともに、CLT（直交集成板）等の新たな技術を用いた木材需要の創出に取り組み、再生可能な地域資源である県産材の積極的な活用を進めます。

森の恵みの活用

滋賀県は周りを山・森林に囲まれています。このうち人工林が44%を占めていますが、これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しており、森の恵みである木を積極的に利用することが求められています。

滋賀県では、森林に対する親しみや木の文化への理解を深めるための「木育」など、県産木材の地産地消に取り組んでいます。皆さんも家庭や職場などで、金属やプラスチックとは一味ちがう木のぬくもりを楽しんでみませんか。



滋賀県産広葉樹を活用して作られたイス

- ・ 林業技術者の技能の向上、U・I・Jターン等を含む新規就業者の確保と就業の促進、森林行政における市町の役割拡大に伴う必要な職員の育成など、人材育成と確保を進めます。
- ・ 森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づくりを進めます。
- ・ 森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚を図るとともに、森林整備や木材生産の中核を担う森林組合等の組織体制の強化を図ります。
- ・ 森林の保全・林業の振興と、新たな産業起こし、都市部との交流の促進、生活基盤の整備などによる山村の活性化を一体的に図ります。
- ・ 2021年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、森林づくりや緑化運動などの県民運動の一層の展開を促進します。

県産木材の利用促進～木材流通センターの取組～

滋賀県では、県内の各森林組合とともに県産木材の流通活性化と利用拡大のために需給調整の拠点となる集出荷施設として、2012年に森林組合連合会「木材流通センター」を整備しました。今後、増加する木材需要や搬出間伐をはじめとする森林整備の推進によって今後ますます出材の増加が見込まれる県産木材への対応に向け、取組を進めています。



(2) 参考指標

- ・ オオバナミズキンバイの生育面積
- ・ ニホンジカの生息数
- ・ 外来魚生息量
- ・ しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数
- ・ 生物多様性に対する認知度

- ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合
- ・ 県産材の素材生産量
- ・ 山村振興に取り組むモデル地区数
- ・ 一定の能力を身につけた森林作業員数

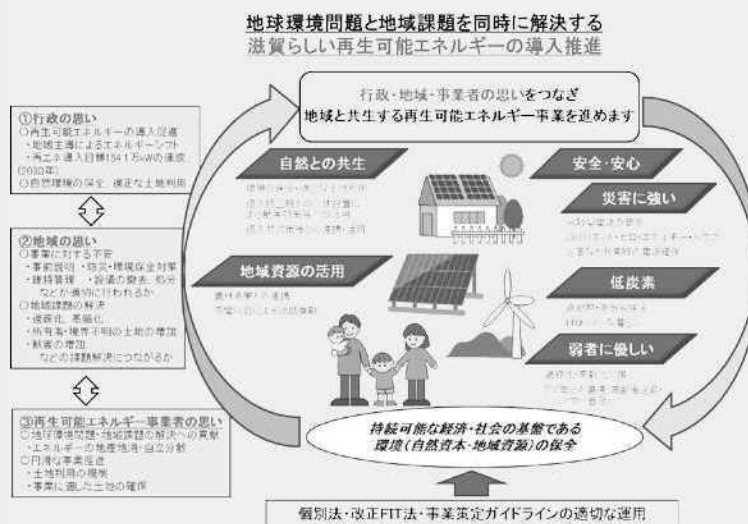
2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- ・ 低炭素社会の実現のため、全ての者の主体的かつ積極的な参画のもと、地域資源を活用し、技術革新のもとで、温室効果ガスの排出抑制などと経済の持続的な成長との両立を図り、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に資するよう施策を展開します。
- ・ 気候変動に対応し、地域資源を活かした持続可能な社会づくりを推進するため、気候変動によって起こりうる自然災害や経済・社会活動へのリスクに対応する「適応策」の取組を進めます。
- ・ 地域資源を活かし、自然環境や地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入と技術開発を進めることにより、気候変動の緩和に資するとともに、新たなビジネスの創出や地域の経済循環の拡大を図ります。
- ・ 高度経済成長期以降、様々な公害問題が発生しましたが、工場排水や排ガス、廃棄物対策等の発生源対策を進めてきたことにより、環境リスクは低減し、私たちの生活環境は改善されてきました。今後も、持続可能な社会の実現に向けて、これらの取組を継続し、推進します。
- ・ これらの取組により、人々が安心して暮らせる生活環境づくりを進めるとともに、地域経済の活性化につなげます。

地球環境問題と地域課題を同時に解決する 滋賀らしい再生可能エネルギーの導入推進

近年、本県でも再生可能エネルギーの導入が進んでいますが、自然環境や地域環境と調和しながら進めていく必要があります。

滋賀県では事業が適正に実施されるよう、森林法や自然公園法をはじめとする個別の法律や、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインをしっかりと運用するとともに、地域や自然と共生し、地域の諸課題の解決にもつながる再生可能エネルギーの導入を応援しています。



2-1 気候変動

(1) 施策の方向性

- ・ 今世紀後半において温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が図られた「脱炭素社会」を目指し、2030年における低炭素社会の実現に向けて、産業、業務、家庭、運輸の各部門別のエネルギー起源CO²の削減対策、非エネルギー起源CO²、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス等のその他の温室効果ガス削減対策、部門横断的削減対策の3つの削減対策と、森林吸収等の吸収源対策に取り組みます。
- ・ 気候変動による自然災害の増加や、農業、林業、水産業等のさまざまな分野への影響に対処するため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターを中心に、滋賀県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、それに基づき、情報共有や適応策の検討・取組を進めます。
- ・ 省エネ行動の実践や、省エネ性能が高い機器の使用、住宅や建物の省エネルギー性能を高めるなど、省エネルギー・節電に関する取組を進めます。

「うちエコ診断」の利用

「うちエコ診断」は住まいの規模・光熱費等の基礎データを元に、環境省の認定した公的資格を持つ診断士が、専用ソフトを用いて、ライフスタイルに合わせたCO²削減対策を提案するものです。



対策を実施した場合の光熱費削減額や、新たな製品を導入する場合の費用対効果などもわかりやすく示されるため、計画的に無理なく対策を実施できます。

- ・ 太陽光、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの家庭や事業所、地域等での導入に関する取組を進めます。
- ・ 水草等のバイオマスの活用の可能性も検討しながら、下水汚泥の有効利用、下水熱の利活用等、下水道における未利用資源の有効活用を推進します。
- ・ 天然ガスコージェネレーションや蓄電池の普及、地域内でエネルギーを融通するスマートコミュニティの構築など、エネルギーの効果的な活用に関する取組を進めます。
- ・ 滋賀県に集積するエネルギー関連産業の振興や、産学官によるエネルギー関連の技術開発を促進します。

(2) 参考指標

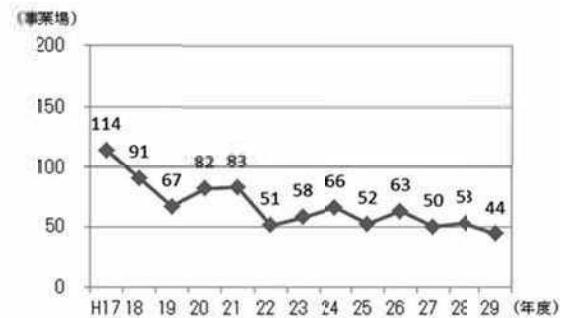
- ・ 温室効果ガス削減目標
 - エネルギー起源CO²削減量
 - その他の温室効果ガス排出削減量
 - 森林吸収量
- ・ エネルギー消費量
- ・ 再生可能エネルギー導入量

- ・ 天然ガスコージェネレーション、燃料電池導入量
- ・ 下水汚泥の有効利用率

2-2 環境リスク

(1) 施策の方向性

- ・ 環境汚染物質の主な排出源である工場・事業場に対し、監視・指導を実施し、法令遵守や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や、環境事故防止の取組など、環境リスク低減のための取組を進めます。
- ・ 気候変動に伴い増加が見込まれる自然災害に伴う二次的な工場・事業場からの汚染物質の流出などのリスクへの対応についても取組を進めます。
- ・ 県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えとともにリスクコミュニケーションを推進します。



工場排水検査における行政指導数の経年変化

(2) 参考指標

- ・ 排水監視に対する基準遵守率
- ・ 河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率
- ・ 大気汚染に係る環境基準達成率
- ・ 化学物質の大気および公共用水域への排出量

2-3 循環型社会

(1) 施策の方向性

- ・ 廃棄物のさらなる排出削減により、環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、より環境負荷の小さい発生抑制（Reduce:リデュース）と再使用（Reuse:リユース）（以下「2R」という。）に重点を置き、排出量を減少させるとともに、再生利用（Recycle:リサイクル）によって可能な限り処分量を減少させる3Rの取組を進めます。
- ・ また、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用するなどの取組を進めます。
- ・ リサイクルよりも環境負荷の低減に資する2Rについて、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減の推進などにより、取組の強化を図ります。

リサイクル製品の認定 ～ビワクルエコシップ～

滋賀県では廃棄物等の循環資源を利用し、県内で製造加工された製品について、一定の基準に適合するものを「ビワクルエコ製品」として認定するとともに、利用の推進を図っています。



衛生陶器屑を使用した舗装用資材



下水汚泥溶融スラグを使用したベンチ



ビワクルエコ製品
ビワクルエコ製品のロゴ

食品ロスへの取り組み

食べられるのに捨てられる「食品ロス」は、日本で年間646万トン（平成27年度・推計値）も生じています。これは、1人あたり毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じくらいです。

今、世界中で食品ロスを減らすための取組が進められており、滋賀県でも食品ロス削減アイデア集の作成、三方よしフードエコ推奨店の登録等、県民・企業・団体・行政が協力して取り組んでいます。



写真右：食品ロスアイデア集（表紙）

写真左：三方よしフードエコ推奨店登録ステッカー



- ・ 環境負荷を削減し、県民の生活環境への支障がなく適正な処理が行われるよう、処理施設等の監視指導や不法投棄等の防止に向けた対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発や電子manifestの普及などの取組を進めます。
- ・ 気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置き、災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に行われるよう災害廃棄物の処理体制を平時から整えます。
- ・ 廃棄物の減量・資源化の担い手である県民、生産・流通に携わる事業者、廃棄物処理を行う事業者、環境問題やごみ問題に取り組む団体・地域、そして市町・県などの多様な主体が、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を進めます。

(2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量
- ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量
- ・ 産業廃棄物の最終処分量
- ・ マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）
- ・ 定点観測による散在性ごみ個数
- ・ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

- ・ 経済・社会活動は、その地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積、さらには、文化、風土、コミュニティなどの地域資源を土台として生み出されています。持続可能な社会の実現には、地域資源の質を向上させ、それを守りながら活用することで、環境と経済・社会活動の統合的な向上につなげることが重要です。
- ・ この考えのもと、環境と経済・社会活動の関係性を理解し、主体的な行動を起こし、実践の中で生じる様々な課題についても、多様な関係者（ステークホルダー）との連携を図りながら、持続可能な社会づくりを担う人育てを行うとともに、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。
- ・ また、気候変動の影響の顕在化、再生可能エネルギーへの転換、下水道施設や治山施設などの環境インフラの老朽化等、持続可能な社会づくりに向けた諸課題を踏まえ、県民の生活や事業活動における環境への配慮行動を組み込む取組を引き続き進めるとともに、気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置きながら、環境インフラの維持管理を着実に進めつつ、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。
- ・ 環境保全対策の検討の基礎となるモニタリングを継続し、水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減につなげるとともに、在来魚介類の減少などの琵琶湖環境等に係る課題解決に資する調査研究を進め、その成果を分野横断で総合的な対策につなげます。

3-1 環境学習

(1) 施策の方向性

- ・ 環境課題について気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決していくことで、持続可能な社会づくりが進展すること、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むような取組を進めます。
- ・ 地域で環境学習に取り組むNPOや、教員、行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施能力を高める人材育成や経験豊かな地域の人材が、環境学習に協力できる場づくりを進めます。
- ・ 自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費生活、歴史、文化等、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象として、その地域ならではの環境学習、年齢に応じた段階的な環境学習プログラムの収集や整備を図るとともに、観光や福祉、まちづくりなどの他分野との連携等により、環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。
- ・ 環境学習に関する情報を一元的に把握し、効率的な情報提供や共有化に努めるとともに、地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進めます。

(2) 参考指標

- ・ 環境保全行動実施率

「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げています。

全国で1,729クラブ98,055名のメンバーが登録されており、滋賀県では74クラブ4,206名の方が活動されています。（平成30年10月1日現在。）

ぜひ、みなさんも参加してみませんか。



しがkidsエコクラブの和邇川での水生生物調査の様子（出典：こどもエコクラブHPの活動レポートから）

3-2 環境とのつながり・関わり

（1）施策の方向性

- ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関して普及啓発を行います。
- ・ それぞれの主体に応じた環境配慮行動の取組メニューを実践意欲や継続意欲につながるような形で効果的に情報提供や共有化を進め、行動を促進します。
- ・ ビワイチやエコツーリズム等観光の振興や福祉政策などの他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。

滋賀にしかないエコツーリズム

滋賀県には琵琶湖をはじめとした自然や、それらと共に暮らしてきた人々により育まれた魅力的な生活文化・歴史があります。滋賀県では、これらを体験・体感することでその素晴らしさに気づき、自然や文化・歴史の大切さを改めて感じられるエコツーリズムの推進に取り組んでいます。ホームページに情報を掲載していますので、滋賀県の森・



川・里・湖に触れる滋賀にしかないエコツーリズムを体験してみたいかがでしょうか。

※詳しくは「滋賀にしかないエコツーリズム」で検索してください。

- ・ 食育や地産地消の取組等を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入につなげます。

地産地消のすすめ ～おいしがうれしが～

現代では流通システムの確立および保存技術の発達等により、遠隔地から食材を調達できるようになりましたが、食材の運搬距離を短縮することで、二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。「おいしがうれしが」キャンペーンは、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進する運動です。

キャンペーンロゴマークやポスターは、県産食材を使った商品の目印です。

H31年2月末現在 推進店1,714店舗、サポーター381業者

※詳しくは、「おいしがうれしが」のHPをご覧ください。



- ・ 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択につながる取組を進めます。
- ・ 滋賀県の環境保全対策により培われた様々な環境関連技術を活用した製品・サービスの創出や、さらなる関連技術の開発、高度化を促進し、水環境分野などの環境関連産業の振興を図ります。

(2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量（再掲）
- ・ 産業廃棄物の最終処分量（再掲）
- ・ 県内のエネルギー消費量
- ・ 「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数
- ・ びわこ環境ビジネスメッセの出展者数、商談件数

3-3 環境インフラ等

(1) 施策の方向性

- ・ 下水道について、人口減少等経済・社会の状況の変化を踏まえた持続可能な事業の推進を目指し、地震対策、浸水対策や不明水対策等、防災・減災対策に取り組むとともに、ストックマネジメントによる今後の改築更新費の低減、平準化を図ります。
- ・ 流域下水道経営戦略（中長期的な財政・投資計画）を策定し、経営の計画性・透明性の一層の向上を図り、持続可能な下水道の経営を目指します。
- ・ 治山施設について、森林が持つ多面的機能にも着目しながら、災害に強い施設整備を進めます。



施工前



施工後

高島市朽木村井における復旧治山事業

- ・ 既存の治山施設の見回り、点検、診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や機能補強化、更新などの必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴などの情報を、的確に記録していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理または更新につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。
- ・ 持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めます。

(2) 参考指標

- ・ 下水道を利用できる県民の割合
- ・ 山地災害危険区域整備率
- ・ 滋賀県生物環境アドバイザー制度の対象事業数

3-4 調査研究・技術開発

(1) 施策の方向性

- ・ 琵琶湖環境に係る課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、個別の課題への対症的な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要です。また、研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策の立案が求められます。
- ・ このことから、環境に関係する4つの行政部局と8つの試験研究機関が一堂に会した琵琶湖環境研究推進機構の場等において、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進めます。
- ・ 琵琶湖環境科学研究センター内に設置された国立環境研究所・琵琶湖分室をはじめ関係機関と連携し、琵琶湖の課題解決に向けた研究を進めます。
- ・ IoTやAIなども活用しつつ、複雑化・多様化している琵琶湖環境に係る課題解決や気候変動の影響への適応などに向けた環境技術の開発と普及を推進します。
- ・ 琵琶湖環境の保全や環境リスクに関連する最新の研究成果や知見等を集積するとともに、必要に応じて、県民に向けて発信します。
- ・ 水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減に向け、継続的に環境を監視し、状況を評価するとともに、その結果を県民に向けて適時、適切に発信します。



国立環境研究所・琵琶湖分室設置式典
(平成29年4月3日)

(2) 参考指標

- ・ 研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策提言の数

4 国際的な協調と協力

(1) 施策の方向性

- ・ 多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組である「琵琶湖モデル」は、SDGsの達成にも資するものです。
- ・ また、琵琶湖は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約の登録湿地であり、「琵琶湖モデル」の取組は、条約の基本原則である「賢明な利用（ワイズユース）」にもつながるものです。
- ・ これまでラムサール条約登録湿地で開催された世界湖沼会議などに派遣した子どもたちは、現在も環境保全活動に積極的に参加しており、引き続き、環境に関する国際的な交流の場で発表できる機会を設けるなど、環境保全の核となる次世代のリーダーを育成します。
- ・ 途上国をはじめとする国々との国際的な協調や協力は、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環に資することを意識することが重要です。
- ・ 今後も、企業等と連携しながら、「琵琶湖モデル」を経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸国を中心に発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力し、また、水環境ビジネスの発展につなげます。
- ・ また、世界湖沼会議や世界水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼保全に貢献します。



第17回世界湖沼会議(平成30年10月)の様子

(2) 参考指標

- ・ 世界湖沼会議や世界水フォーラムへの県内の企業、大学、行政等の参加（発表等）数

第4章 計画の円滑な推進

- 既に述べてきたように、環境課題の要因の多くは、相互に関係し、複雑化・多様化しており、課題の解決に当たっては、分野間の連携をより一層進めていかなければなりません。
- そのため、分野別計画等の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることが重要です。
- また、分野別計画等の改定時には本計画の考え方を取り入れ、広く県民と課題や取り組む方向性を共有し、定期的に点検と評価を行い改善を図ることが必要です。
- さらに、県民、事業者等の多様な主体が環境保全に向けた実践行動を進めていくことが必要です。

1 各主体の役割・連携

- 本格的な人口減少と高齢化の時代を迎える中、本計画の目標の達成のためには、これまで以上に分野別計画等に基づき施策・取組を推進するとともに、「環境優先の理念」のもとに、県民、NPO等の各種団体、事業者、県等の多様な主体が日常生活や事業活動と環境のつながりを理解し、適切な役割分担のもと、各主体が自分ごととして環境課題を捉え、環境に配慮した行動を実践し、環境保全に向けた取組を進めていくことが求められます。
- また、自然は恵みをもたらすだけでなく、ときに脅威となることもあります。そのため、上記の環境保全に向けた取組にとどまらない、気候変動に対する適応策に代表される、自然に対して備えること、万一災害等が起こった際には迅速かつ円滑に対応することができるよう、日頃から検討や取組を進めることが求められます。
- こうした各主体の取組を進める際には、新たな技術等も活用し、「守る」ことにより地域資源の魅力を高め、「活かす」ことの好循環を生み出し、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指していきます。

(1) 県民の役割

- ・ 県民は、地域における健全な循環を担う主体であり、環境を「守る」と「活かす」ことの好循環を生み出す最も基本的な存在です。
- ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考え、グリーン購入のようにできるものから取り組んでいくことが求められます。
- ・ また、NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携・協力し、「びわ湖の日」の環境保全活動への参加などの環境を「守る」取組だけでなく、「ビワイチ」などの琵琶湖と親しみ地域資源を「活かす」取組により、地域環境の保全を一層図りつつ、地域の魅力向上へ貢献することが期待されます。

(2) 各種団体の役割

- ・ NPO等の各種団体は、様々な人々の多様な価値観を環境の保全に係る取組に反映させる重要な役割を担っており、価値観の多様化が進む中で、様々な主体と柔軟に連携することで、地域資源の魅力を高め、「守る」と「活かす」ことの好循環を生み出す大きな力を有してい

ます。

- ・ 各種団体の本来の取組に加えて、県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、これら各主体との協働により、県民、行政など個々の主体の力だけでは十分に対応できない地域の環境に係る課題の解決に貢献することが期待されます。

(3) 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動により資源やエネルギーを消費し、様々な化学物質を取り扱うこともあり、他の主体に比べて環境により大きな影響を与えることがあります。
- ・ このことから、環境をはじめとする法令の遵守はもとより、取り扱う化学物質の適正な管理、省エネ設備の導入、グリーン購入等、環境への負荷の軽減に向けて積極的に取り組むことが求められます。
- ・ 一方、企業活動により生み出される製品やサービス、また、社会貢献活動への参画などを通じて環境に貢献し、地域資源の魅力を向上させるなど、事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体と連携した取組が期待されます。

(4) 県の役割

- ・ 環境保全に係る法令等を適切に運用するとともに、環境に関する各種情報の整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用等、県民、NPO等の各種団体、事業者等の各主体が積極的に環境保全に取り組むことができるよう、各主体と連携・協力し、各種の施策を実施します。
- ・ 施策の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることとします。
- ・ また、県民のニーズを把握し、市町との連携を推進するとともに、その取組を支援します。

2 関係諸計画への反映

- 目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」に向けて、目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を実現するためには、関係部局間で連携を図るなど、総合的な視野に立って、施策を講じることが必要です。
- 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境に係る分野別計画等のみならず、土地利用、産業振興、住宅、農林水産業、交通等の環境以外の部門の施策・取組についても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を目指す本計画の目標の達成に向けて進めていくことが求められます。

3 計画の進捗状況の点検および見直し

(1) 基本的な考え方

- ・ 本計画は、滋賀県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられます。
- ・ このことを踏まえ、水質保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策等の各分野における具体的な施策・取組は、それぞれの分野別計画等に基づき推進し、進行管理を実施します。
- ・ 本計画では、施策の分野ごとに示した参考指標や、「共生」、「『守る』『活かす』『支える』」、「協働」の、施策展開の3つの視点も踏まえ、毎年度、総合的な観点から点検するとともに、その

結果を滋賀県環境審議会に報告します。併せて、「滋賀の環境」（環境白書）や県ホームページ等で公表し、広く各主体からの意見や提言を求めます。

- ・ 計画の推進に当たっては、現在急速に進展しているIoTやAIなどの新たな技術やサービスを柔軟に取り入れ、施策に反映させるとともに、計画期間内においても、社会経済や環境を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じ、計画自体の見直しを行います。

（２）本計画の進捗状況の点検

- ・ 本計画の進捗状況の点検は以下の視点から行います。

① それぞれの分野別計画等において定める目標に近づいているか

- ・ 分野別計画等では、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価します。
- ・ この分野別計画等の進捗状況の評価を活用するとともに、本計画で設けた参考指標等を確認します。

② 各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているか

- ・ ①で分野別計画等の進捗を確認したうえで、施策展開の三つの視点に基づき、総合的な視点から、変化する「環境」「経済」「社会」の状況を把握し、効果的な施策が講じられているかどうかを点検します。
- ・ なお、各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているかを評価する効果的な手法については、引き続き検討します。

参 考 資 料

1	第五次滋賀県環境総合計画に係る 環境審議会での審議経緯 ..	・ 50
2	計画改定にあたっての意見徴収等の実施 ..	・ 50
3	滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿 ..	・ 51
4	滋賀県環境基本条例 ..	・ 52
5	用語の解説 ..	・ 59

参考資料 1. 第五次滋賀県環境総合計画に係る環境審議会企画部会での審議経緯

開催年月日	審議内容等
平成30年1月30日	平成29年度第1回会議(諮問)
平成30年3月27日	平成29年度第2回会議
平成30年5月31日	平成30年度第1回会議(骨子案)
平成30年7月12日	平成30年度第2回会議(素案)
平成30年9月6日	平成30年度第3回会議(答申案)
平成30年9月26日	環境審議会答申

参考資料 2. 計画改定にあたっての意見徴収等の実施

平成30年10月5日（金）から平成30年11月4日（日）までの間、滋賀県県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、第五次滋賀県環境総合計画（原案）に意見の募集を行った結果、93名（団体）から155件の意見が寄せられました。

（意見内訳）

項 目	件数
計画全体に関するもの	19
目 次	4
はじめに	1
第1章 計画の基本的事項	5
第2章 環境政策を進めるビジョン	49
第3章 施策の方向性	71
第4章 計画の円滑な推進	6
合 計	155

参考資料 3. 滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿

(平成30年9月時点)

氏 名	主 な 職
鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会推薦者 (滋賀県地域女性団体連合会会長)
額川 尚子	(公募委員)
大塚 佐緒里	(公募委員)
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
河本 晃利	近畿地方環境事務所長
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表
久保 久良	滋賀県町村会推薦者（多賀町長）
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
竹内 辰郎	(公募委員)
辻 博子	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク推薦者 (一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク事務局長)
東野 達	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
中野 伸一	京都大学生態学研究センター長教授
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学教授
◎ 仁連 孝昭	滋賀県立大学名誉教授
福井 正明	滋賀県市長会推薦者（高島市長）
前畑 政善	神戸学院大学人文学部教授
山田 貴子	NPO子どもネットワークセンター天気村代表理事
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部准教授

計18名

◎部会長

※50音順、敬称略

参考資料 4. 滋賀県環境基本条例

滋賀県環境基本条例

平成8年3月29日

滋賀県条例第18号

改正 平成12年3月29日条例第86号

平成16年10月25日条例第38号

平成17年12月27日条例第121号

滋賀県環境基本条例をここに公布する。

滋賀県環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針（第10条・第11条）

第2節 環境総合計画（第12条・第13条）

第3節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策（第14条—第17条）

第4節 環境の保全を推進するための施策（第18条—第24条）

第5節 地球環境の保全のための国際協力（第25条・第26条）

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て（第27条—第29条）

第4章 環境の保全のための推進体制等（第30条—第32条）

付則

わが国最大の湖であり、生物の宝庫である琵琶湖を擁する滋賀県には、湖国独特の豊かな自然環境が形成され、また、日本列島のほぼ中央に位置していることから、古来、しばしば歴史の重要な舞台となり、人々が盛んに交流して、豊かな歴史的、文化的遺産と固有の風土が形づくられてきた。

私たちは、この豊かさを、ともすれば忘れ、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、琵琶湖をはじめとする自然界に起きつつある様々な変化を、自己保存のため自然界が発する目に見える警告として受けとめなければならない。

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県民、事業者および県の役割等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で質の高い環境を確保し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成12年条例86号〕)

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による淡水資源の減少または地球全体の温暖化もしくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、多様な生物の生命をはぐくむ琵琶湖をはじめとする県域の環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、生態系が微妙な均衡を保ちつつ、環境が健全で質の高いものとして確保されるように行われなければならない。

2 環境の保全は、県民が、環境に関する情報を知ることおよび施策の策定等に当たって参加することを通じ、健全で質の高い環境の下で生活を営む権利が実現されるとともに、環境の保全上の支障を生じさせず、かつ、環境の恵沢の享受に応じた負担をする義務がすべての者の環境への負荷を低減する習慣の確立と公平な役割分担の下に果たされることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、琵琶湖をはじめとする県域の環境が地球環境の保全と深く関わっていることにかんがみ、本県において培われてきた経験と技術を生かして、国際的な協調と協力の下に推進されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(一部改正〔平成12年条例86号〕)

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(一部改正〔平成12年条例86号〕)

第6条 削除

(削除〔平成12年条例86号〕)

(県の役割および責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う環境の保全に関する施策を支援するものとする。

(一部改正〔平成12年条例86号・16年38号〕)

(びわ湖の日)

第8条 県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、びわ湖の日を定める。

2 びわ湖の日は、7月1日とする。

3 県は、びわ湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成12年条例86号〕)

(環境の状況等に関する報告)

第9条 知事は、毎年、環境の状況ならびに県が環境の保全に関して講じた施策および講じようとする施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る環境優先の理念)

第10条 県は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、次に掲げる事項の確保を旨として行わなければならない。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、湖沼、河川、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(2) 人の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、水、大気、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保され、ならびに歴史的遺産および良好な景観が保全されること。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、同項各号に掲げる事項を積極的に配慮しなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、当該施策の概要を県民に提示し、それに対する環境の保全上の意見を聴くとともに、必要に応じ、当

該施策にその意見を反映しなければならない。

第2節 環境総合計画

(環境総合計画の策定)

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(環境総合計画との整合等)

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策

(環境学習の促進)

第14条 県は、県民および事業者の環境の保全についての理解と認識を深めることとなる学習が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、人材の育成、交流の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関するボランティア活動等の促進)

第15条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）による自発的な河川等の水質浄化活動、野生生物の保護活動、緑化活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、基金の設置、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量について、県民および事業者が行う活動ならびに市町が実施する施策が促進されるよう、活動の指針等の策定、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔平成16年条例38号〕）

(環境監査の促進)

第17条 県は、環境への負荷を生じさせる行為を行う事業者が、環境の保全に関する目標を定め、その目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して、是正の措置を講じ、公平かつ客観的な監査をすることとなるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 環境の保全を推進するための施策

(環境に関する調整の措置)

第18条 県は、相当範囲にわたって環境に影響を及ぼす事業に係る構想または計画の策定を行う者がその策定に際し環境の保全について適正な配慮を行うよう、環境に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の措置)

第19条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ自ら適正に調査、予測および評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措施)

第20条 県は、公害の原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定める等必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障となる行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(経済的措施)

第21条 県は、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させる施設の整備その他の必要な措置をとることとなるよう、その負荷活動を行う者に、特に必要があるときは、適正な経済的助成の措置を講ずるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう、その負荷活動を行う者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第22条 県は、環境の保全に関する公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、水質の改善その他の環境の保全に関する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備および情報の提供)

第23条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、環境の状況等の監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定、調査等により把握した環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(環境研究の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、湖沼等の生態系その他の環境の保全に関する調査研究および技術開発を推進し、その成果を普及するものとする。

第5節 地球環境の保全のための国際協力

(湖沼環境の保全等に関する国際協力の推進)

第25条 県は、地球上の淡水資源の確保に関する国際協力を推進するため、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携を図りつつ、湖沼を有する国および地域との交流を通じ、湖沼の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、技術の移転その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全に関する活動の促進)

第26条 県は、県民等による地球環境の保全に関する国際協力のための活動が促進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て

(滋賀の環境自治を推進する委員会の設置)

第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理者および病院事業管理者（以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。

2 環境自治委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が滋賀県議会の同意を得て委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔平成17年条例121号〕)

(審査の申立て等)

第28条 県民（県内において就業し、または就学する者を含む。）は、環境自治委員会に対して、環境の保全に関し、知事等の施策についての審査の申立てを行うことができる。

2 前項の審査の申立ては、申立ての趣旨および理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

3 第1項の規定は、この条例に定めるもののほか他の法令（告示を含む。）において意見の申立て等の手続が定められている場合および判決、裁決等によって確定した権利関係については、これを適用しない。

4 環境自治委員会は、第1項の審査の申立てがあったときはその旨を知事等に通知しなければならない。

5 環境自治委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、知事等に対し説明もしくは必要な資料の提出を求め、または実地調査をすることができる。

6 環境自治委員会は、調査審議の結果、施策の是正その他の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるべきことを知事等に勧告することができる。

7 知事等は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第29条 前2条に定めるもののほか、環境自治委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全のための推進体制等

(推進体制の整備)

第30条 前2章に定めるもののほか、県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国および他の地方公共団体その他公共団体との協力)

第31条 県は、広域的な策定および実施を必要とする環境の保全に関する施策について、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(県以外の者への協力要請)

第32条 県は、県以外の者が県域において行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の計画および実施に当たって、第10条および第11条に定める基本方針の趣旨が生かされるよう、協力を求めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

3 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

4 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の一部改正)

5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(平成4年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成12年条例第86号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則(平成17年条例第121号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

参考資料 5. 用語の解説

	用 語	解 説
数字	3R	リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用）の3つの英語の頭文字「R」をとって「3R」と呼ぶ。国では、3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）」と定め、広く普及啓発している。
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。
C	COD	化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷（水の汚れ）が大きいことを示している。
C	COP	Conference of the Partiesの略称で、条約の締約国会議を意味する。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
E	ESD	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
E	ESG投資	①環境（environment）―地球温暖化対策や生物多様性の保護活動、②社会（social）―人権への対応や地域貢献活動、③企業統治（governance）―法令遵守、情報開示等に配慮している企業を重視して行う投資のこと。それぞれの頭文字を合わせた言葉。
I	IoT	Internet of Things の略。家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。
N	NPO	非営利組織（Nonprofit Organization）。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体
T	TOC	全有機炭素（Total Organic Carbon）。水中に含まれる有機物中の炭素の総量。主な測定法では、900℃程度の高温で有機物を燃焼し、二酸化炭素にして炭素量を測定する。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか家庭から発生する家庭系ごみや、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。それらの処理責任は廃棄物処理法において、市町村にあるとされている。
え	栄養塩	窒素、リンなど、藻類その他の水生植物が増殖するための必要な各種元素のこと。湖沼での過剰な栄養塩類の供給は富栄養化の原因となる。

	用 語	解 説
え	エコツーリズム	来訪者や地域住民が、体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖の重要性を認識することができる活動。
お	オオバナミズキンバイ	北米南部から南米を原産地とする水草の一種。繁殖力が強く、侵略的外来水生植物として知られており、特定外来生物に指定されている。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして、削減の対象となっている。
か	外来種	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生物で、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内他地域を起源とする「国内外来種」もある。
か	化学物質管理促進法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。PRTR法とも略される（Pollutant Release and Transfer Register）。工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度等について定めた法律。
か	環境インフラ	大気や水質、自然生態系などの環境を保全するための社会基盤（下水道や治山施設など）
か	環境汚染物質	大気・水・土壌・生体中の化学物質で、人間の生存に直接・間接に悪影響を与える濃度で存在するもの。
か	環境基準	人の健康を保護し、また生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、環境保全施策を実施する上での目標。環境基本法16条により定められている。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を50%以上削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮して農作物を栽培するものをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
か	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
か	環境リスク	人の行動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。

	用 語	解 説
か	関西広域連合	関西の2府5県が地方自治法の規定に基づいて、平成22年12月1日に設立した特別地方公共団体（広域連合）。現在の構成団体は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4政令市。
か	間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
き	希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。
き	共生	異種の生物が行動的・生理的な結びつきをもち、一所に生活している状態のこと。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組
く	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。
く	グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものになるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。
く	群落	同一場所である種の単位性と個別性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている(数万～10万年の寿命)のに対し、概ね10万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
さ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝、エビ等。
さ	在来種、在来生物	ある一定の地域に元から住んでいる生物。

	用 語	解 説
さ	里山	人里近くにあって人々の生活と結びついている山・森林。集落の近くにある山林を総称する一般語。
さ	産学官	(産) 企業等の産業界、(学) 大学等学術研究機関、(官) 行政を指し、それぞれの主体が連携して取組を進めることを意味する。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。それらの処理責任は同法において、排出事業者にあるとされている。
し	滋賀県環境学習推進計画	「滋賀県環境学習の推進に関する条例」(平成16年3月制定)に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため平成16年10月に策定、現行の計画は平成28年度から平成32年度を計画期間としており、新たな課題に対応するとともに、持続可能な社会の実現に向け、取組を進めている。
し	集水域	降水が琵琶湖に流入する区域
し	循環型社会	「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会
し	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
し	人工林	人工造林(苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法)によって造成された森林。
し	侵略的外来種	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壌、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。

	用 語	解 説
せ	生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ	石けん運動	昭和52年（1977年）5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に、含まれているリンに起因することがわかった。これを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動
せ	全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
せ	全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
た	脱炭素社会	温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡が図られた社会のこと。2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、翌年11月に発効したパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及することを目的とし、この目的を達成するよう、今世紀後半に脱炭素社会を目指すとして位置づけられた。本県においても、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」に、今世紀後半の脱炭素社会を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に取り組むという将来像を掲げている。
た	淡水赤潮	琵琶湖の淡水赤潮は毎年4月末から6月初めにかけて、15℃から20℃の水温期に、植物プランクトン「ウログレナ・アメリカーナ」が大量発生する現象で、湖水が赤褐色に変色し、生臭いにおいがする。
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地産地消	地域生産・地域消費の略。地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組
て	低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」を構築するための一側面として定義される。平成23年3月に制定した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」第2条においては、「化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会」と定義している。
て	適応策	気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、「適応」を進めること。国は気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すため、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、基本的な方針や進め方、施策の基本的方向等を定めた。
て	天然林	主として天然の力によって造成された森林。天然林には、稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの（育成天然林）も含まれる。

	用 語	解 説
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に、水路等の一部分だけで本湖と直接結ばれた池、沼、沢、クリーク等の水域をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
な	難分解性有機物	生物に分解されない、もしくは分解されにくい有機物の総称。なお、琵琶湖では、十分な溶存酸素、暗所、一定温度の条件下で、100日経過しても生物に分解されない有機物として定義している。琵琶湖の難分解性有機物の多くは溶存態であり、その約5～7割は湖内で生産された有機物由来と推定されている。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
ひ	びわ湖環境ビジネスメッセ	環境への負荷を軽減し、環境保全に貢献する「環境ビジネス」を積極的に振興するための見本市。滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会〔(社) 滋賀経済産業協会、滋賀県、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市〕主催
ふ	富栄養化	元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼の富栄養化に対しては、窒素・リンに関する環境基準の設定や排水規制等の対策がとられている。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
ら	ラムサール条約	ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界169か国が加盟している条約。日本は昭和55(1980)年に条約を締結し、琵琶湖は平成5(1993)年に日本で9番目のラムサール条約湿地として登録された。平成20(2008)年には、西の湖(琵琶湖の東岸中央部に位置する内湖)が、ラムサール条約湿地として拡大登録された。
り	(環境) リスクコミュニケーション	環境リスクなどの化学物質に関する情報を県民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるもの。
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。

第五次滋賀県環境総合計画

策定：平成31年（2019年）3月

発行：令和元年（2019年）11月

発行者 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1

TEL：(077) 528-3354

FAX：(077) 528-4844

e-mail de00@pref.shiga.lg.jp

<https://www.pref.shiga.lg.jp/>